

感染症の予防及びまん延防止のための指針

株式会社絆ケア
ハピネス訪問看護ステーション

1. 基本方針

ハピネス訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）は、ご利用者様及び従業者等（以下「ご利用者様等」という。）の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのために事業所は、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定めるものである。

2. 平常時の対策

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための指針・感染予防対策マニュアル等は閲覧可能な状態にする
- (2) 事務所内の衛生管理（環境整備等）
 - ・ 人がよく触れる場所、訪問車内、訪問の使用物品について除菌クロスで拭く
 - ・ 換気を行う（事務所内・車内）
 - ・ ゴーグル、マスク、手袋、エプロンなど物品管理
- (2) ケアにかかる感染対策（手洗い、標準予防策）
 - ・ 出退勤時の手洗い、手指消毒
 - ・ 出勤前の検温、体調管理（体調不良時の早期報告、出勤停止）
 - ・ ご利用者様及びご家族様の健康状態の把握・確認
 - ・ 勤務中のマスク着用、ご利用者様へマスク着用の呼びかけ
 - ・ 職員の標準予防策の徹底、手指衛生のタイミング順守
 - ・ ご利用者様が感染している可能性がある場合は、荷物は最小限にして玄関で PPE 装着する
- (3) 従業員の健康管理等
 - ・ 平時より健康管理に留意し、職員が感染症を疑う症状を呈した場合には、速やかに医療機関を受診し、医師の指示に従う。
 - ・ すべての職員が、年 1 回健康診断を受診する。職員は可能な限り予防接種を受け、感染症への罹患を予防し、感染症の媒介者にならないように留意する。

3. 感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないよう、ご利用者様等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

- (1) 発生状況の把握
- (2) 感染拡大の防止
- (3) 医療措置
- (4) 区市町村への報告

(5) 保健所及び医療機関との連携

4. 感染症対策委員会の設置

事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時におけるご利用者様及び家族様等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 事業所における感染症対策委員会の責任者は看護部長とし、当該者を以て「専任の感染対策を担当する者」（以下「担当者」という。）とする。
- (2) 委員会の開催は、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。（例：BCP等）
- (3) 委員会は、定期的（年2回以上）かつ必要な場合に担当者が招集する。
- (4) 委員会の議題は、担当者が定める。

具体的には、次に掲げる内容について協議するものとする。

- (ア) 事業所内感染対策の立案
- (イ) 指針・マニュアル等の整備・更新
- (ウ) ご利用者様及び従業員の健康状態の把握
- (エ) 感染症発生時の措置（対応・報告）
- (オ) 研修・教育計画の策定及び実施
- (カ) 感染症対策実施状況の把握及び評価

5. 感染症対策委員会の組織

委員会の構成員は、各事業の部長及び各事業所の管理者及び社内にて指名された者とする。委員会の責任者として委員長を置き、委員長は看護部長が努める。また副委員長はリハビリ部長が努める。その他、各構成員の役割は下表のとおりとします。

構成員	役割	
看護部長	委員長（感染症対策責任者）	感染症発生時全体指揮官 委員会議題設定者
リハビリ部長	副委員長（感染症対策副責任者）	
管理者	現場責任者（感染症対策現場責任者）	感染症発生時 現場対応責任者
主任	現場副責任者（感染症対策現場副責任者）	
総務部長	必要備品管理責任者	感染症対策備品責任者
社内指名者	専門的知識を持っている担当者	感染症説明担当者

6. 従業者に対する研修の実施

事業所は勤務する従業者に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を次のとおり実施する。

尚、全従業員を対象として周知徹底を図ることとする。

- (1) 新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。（感染症マニュアル等）

(2) 定期的研修

感染対策に関する定期的な研修を年1回以上実施する。必要に応じて随時開催する研修や対応の周知及び外部研修会へ参加

(3) 訓練（シミュレーション）

事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施する。尚、相互間が深い他の会議体と一体的に行う場合がある。

7. 指針の閲覧

「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、ご利用者様及びご家族様がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則

本指針は、令和6年4月1日から施行する。

以上